

## 令和8年度愛媛県西条庁舎空調設備保守点検業務委託契約書（案）

愛媛県東予地方局長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、令和8年度愛媛県西条庁舎空調設備保守点検業務（以下「委託業務」という。）を別添愛媛県西条庁舎空調設備保守点検業務実施仕様書により乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 甲は乙に対し、委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約の効力の遡及）

第4条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第3条の委託期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、 円とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあっては、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務計画書の提出)

第8条 乙は、契約締結後速やかに業務計画書を提出するものとする。

(業務内容の変更)

第9条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に業務変更計画書を提出するものとする。ただし、軽微な変更は除く。

(調査等)

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行ない、又は報告を求めることができる。

(実績報告書及び完了検査)

第11条 乙は、委託業務が完了するごとに、遅滞なく甲に対して実績報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に委託業務の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第12条 委託料の支払は、契約期間の前期・後期の2回払いとする。

	契約期間別	金額
第1回	前期(4.1~9.30)	円
第2回	後期(10.1~3.31)	円

2 前条第2項の検査終了後、乙は、前項に定める委託料を請求するものとし、甲は、乙の請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(支払の遅延)

第13条 甲は、その責めに帰すべき理由により、前条第2項の支払期限内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこ

の契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。
  - ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
  - イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
  - ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
  - エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職

員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第16条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第18条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項、又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和8年 月 日

甲 西条市喜多川796番地1  
愛媛県東予地方局  
局長

乙

## 愛媛県西条庁舎空調設備保守点検業務実施仕様書

この仕様書は、愛媛県西条庁舎の空調設備等の保守点検整備について規定する。

### 1 委託業務の内容

乙が甲から委託を受けて行う業務は、別紙「保守点検項目表」に掲げる作業とする。

### 2 実施要領

- (1) 乙は、設備を安全かつ最良の状態に維持するとともに、不測の事故や故障に当たっては、直ちに修理等の適切な措置を講じるものとする。
- (2) 保守点検を行った結果、乙の判断により必要と認める場合、消耗品的部品はこれを取り替えるものとし、又修理を要する状況の場合は、乙の報告に基づき、甲乙協議のうえ対策を講じるものとする。

### 3 支給品

支給品はなし。

その他の消耗品、雑材料、工具、測定器、その他保守点検業務に必要な機材、物品等は乙で調達すること。

### 4 一般事項

- (1) 保守点検業務は、必要に応じ甲の立会のうで実施すること。
- (2) 保守点検業務の実施については、乙は施設の運営に支障のないよう事前に甲に協議し、承認を得るものとする。
- (3) 本仕様内容に疑義を生じたときには、甲と協議のうえ実施する。

### 5 保証

保守点検完了後、保守に起因する不具合が生じた場合、乙は速やかに無償修復を行うこと。

### 6 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で設備の管理保全及び事故防止上、甲が必要と認めた作業は、契約金の範囲内においてこれを実施するものとする。

## 別紙

## 保守点検項目表

品名	数量	点検回数	主要保守点検業務内容
吸収式冷温水発生機 RH-1・2	2台	3	冷房運転切替試運転調整・真空チェック 冷房運転状態点検調整 ・ //
		1	チューブ内薬品洗浄
冷却塔 CT-1・2	2台	1	冷房運転夏冬切替試運転調整 水張槽内部清掃
ユニット型空気調和機 ACU-1～11	11台	1	プレフィルター清掃・冷房運転点検調整
		1	中性能フィルター取替（5台/11台中）
ファンコイルユニット FCI×20, FCK×148, FIL×2	170台	1	プレフィルター清掃・冷房運転点検調整
電気集塵機ユニット AFR-1～3	3台	2	電気集塵部分洗浄試運転調整 プレフィルター清掃
		1	ロールフィルター取替（1台/3台中）
フィルターユニット AFR-4～8	5台	2	冷房運転切替時フィルター清掃・点検 暖房運転切替時フィルター点検
全熱交換ユニット HEA-1～18	18台	2	冷房運転状態点検調整・フィルター清掃 暖房運転状態点検調整
パッケージ型空気調和機 (空冷マルチエアコン) ACP×20, ACM×44	64台	2	冷房運転試運転調整・フィルター清掃・真空チェック 暖房運転試運転調整・真空チェック
冷温水ポンプ PCH×6	6台	2	冷房運転試運転調整・芯出し調整 暖房運転試運転調整・芯出し調整

品名	数量	点検回数	主要保守点検業務内容
冷却水ポンプ PCD×2	2台	1	冷房運転試運転調整・芯出し調整
オイルギヤポンプ OP×2	2台	2	冷房運転試運転調整・芯出し調整 暖房運転試運転調整・芯出し調整
地下オイルタンク OT×1、5,000ℓ	1基	1	検知管漏油検査・気密試験・点検調整
脱炭酸装置 塔VU450A, 水槽1.1m <sup>3</sup>	1式	2	運転状態点検調整・フィルター清掃 水質検査・ブロワー作動チェック
自動制御設備 熱源系・タワー系 エヤン系・PAC系	1式	2	冷房制御切替・作動検査・スケジュール設定 暖房制御切替・作動検査・スケジュール設定
配管・ダクト系統点検 Y型ストレーナー	1式	1	各部点検・ストレーナー清掃

注：点検時期については、甲と協議して決定する。